



# 10月の安心かわら版

## 10月の主な行事

9日	： 体育の日	20日	： リサイクルの日
10日	： 銭湯の日	25日	： 民間航空記念日
14日	： 鉄道の日	31日	： ハロウィン



## 「セルフメディケーション税制」とは

今年1月から特定の医薬品を購入した場合に、所得控除できる新しい税制「セルフメディケーション税制」がスタートしました。

これは、所得税や住民税を納めていて、きちんと定期健康診断や予防接種、がん検診などの「**健康の維持増進および疾病の予防への取り組み**」を行っている人が、一定の医薬品を薬局やドラッグストアで年間12,000円を超えて購入した場合に12,000円を超えた部分について所得控除を受けられるものです。

対象となる医薬品は、医療用から転用された特定成分を含む市販薬で、風邪薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼り付け薬等で厚生労働省のHPに掲載されています。対象製品のパッケージには、その旨を示すシールなどが貼られているものもあります。ただし、薬局で製剤したものは対象外です。また、扶養家族が使う分も合算が可能です。

所得税の還付を受けるには、**確定申告**を行う必要があります。

その際、対象となる医薬品の商品名、金額、販売店名、購入日、この税制が適用される旨の記載のある領収証やレシートの添付が必要です。

また、健康診断や予防接種、がん検診などのうちいずれか1つを受診した際の領収証や、事業主等の証明書なども必要です。

この制度は従来の「**医療費控除**」と併用することはできません。どちらがトクかは1年間経過しないとわかりません。したがって、医療機関、薬局、ドラッグストアで支払った際に受領した領収証を年初からきちんと保管しておき、双方の控除額を計算して最終的に適用する方を決定するとよいでしょう。

### 減税額のシュミレーション

課税所得500万円の人が1年間に30,000円分の対象医薬品を購入した場合

12,000円を超えた18,000円が課税所得から控除されます。(上限金額88,000円)

所得税 : 18,000円 × 20%(所得税率) = 3,600円

住民税 : 18,000円 × 10%( " ) = 1,800円

**合わせて 5,400円 の減税**



ご加入中の保険のご確認、

ご質問 etc...

お気軽にご相談ください。

### 私たちが担当します!



中山 山田 青葉

レジアスインパクト(株)秩父支店

chichibu@rezeous.co.jp

〒369-1872 埼玉県秩父市上影森815

TEL 0494-27-3210 FAX 0494-26-6555

青葉 : aoba@rezeous.co.jp

中山 : nakayama@rezeous.co.jp

